No. 2011-19
2011年10月20日

Technical Line

基準及び実務上の問題点に関する適用指針

変動持分モデルを理解するためのクイック・ガイド、そして一般的に広く見受けられる8つの誤解

目次

はじめに 1
2つの連結モデル 2
変動持分モデル 2
議決権モデル 3
変動持分モデルについて 3
1. 連結ガイダンス(ASC810)の適用範囲外に該当するか? 4
2. 変動持分モデルの適用範囲外に該当するか? 4
3. 企業は、法的事業体について変動持分を保有しているか? 6
4. 事業体がVIEに該当するか? 8
5. 事業体がVIEの場合、企業は主たる受益者となるか? 14
最後に 19
付録: ASC810における連結に係るフローチャート 21

ポイント

- 状況によっては過半の持分を保有する以外の要因に基づき連結する場合がある。
- 変動持分モデルの理解の助けとなるような、ある事業体の連結要否を評価する際に検討すべき5つの質問を記載した。
- 適用範囲、事業体がVIEであるか及びVIEの主たる受益者の決定にあたって、良くある8つの誤解を記載した。

はじめに

米国財務会計基準審議会(FASB)が、変動持分モデルに係る連結のガイダンスを改訂し2年が経過した現在においても、8つの一般的な誤解が見受けられる。

従来の議決権モデルでは、議決権の過半保有は、支配的財務持分の決定的な要因である。議決権モデルは、議決権以外の手段によって支配可能な事業体においては支配的財務持分を有効に識別できなかった。変動持分モデルの下では、企業は各種の資本・持分の保有、契約上及びその他の権利等の「変動持分」を通じて意思決定に係るパワーを有するとされた事業体を連結する必要があるかもしれない。

変動持分モデルの解説に加え、一般的に見受けられる誤解を紹介することにより、読者の複雑な変動持分モデルの理解に役立てば幸いである。当該レポートでは、他の事業体を連結すべきか否かの評価を行う者を「企業」、連結の評価の対象となる者を「事業体」もしくは「法的事業体」と呼ぶ。この出版物は、Ernst & Young LLPが出版する「Financial Reporting Developments」の「Consolidation of Variable Interest Entities: 変動持分事業体の連結」(以下、FRD for VIEとする)の章の一部を上記目的に合わせて編集し直したものである。なお、FRD for VIEにおいては、本文書の他に、サイロ、特定資産への関与、表示、開示及び見直し事象を含むモデル適用に係る包括的なガイダンスが提供されているので参照されたい。

新日本有限責任監査法人
ERNST & YOUNG
Quality In Everything We Do

2つの連結モデル

US GAAPでは、2つの主要な連結モデルが存在する: (1)変動持分モデル及び(2)議決権モデルである。

変動持分モデルは、資本が支配的財務持分の特性をもたない事業体に適用される。変動持分事業体(VIE)ではない事業体は、議決権持分事業体と呼ばれることが多い。

変動持分モデル

連結の判定は常に、変動持分モデルから開始される。変動持分モデルは、企業による事業体に係る連結の評価において、変動持分に基づき実施すべきか、もしくは議決権に基づき実施すべきかの決定を可能にするよう設計されている。企業は、連結を評価する事業体のタイプにかかわらず、はじめに変動持分モデルの規定を検討する必要がある。変動持分モデルは、会社、パートナーシップ、有限責任会社及び信託を含む全ての法的事業体に適用される。議決権の過半を所有する事業体であっても、変動持分モデルに基づき連結の対象となるVIEであるかもしれない。

誤認1:
評価対象の事業体が、継続的に事業を営む事業会社であるため、変動持分モデルは適用されない。

誤認 1 - 継続的に事業を営む事業体

評価対象の事業体が、継続的に事業を営む事業会社であるため、変動持分モデルは適用されない。

一般的に見受けられる誤解に、連結に係る評価対象の事業体が、継続的に典型的・一般的な事業を営む事業会社(すなわち、ビジネス/事業)であるため、変動持分モデルが適用されない、というものがある。こう言った事業会社を連結するか否かの評価に際して、常に議決権モデルを用いようとする傾向がある。しかしながら、変動持分モデルは全ての法的事業体に適用される。「米国財務会計審議会会計基準編纂書」(以下、「編纂書」あるいは「ASC」という。)は、法的事業体を「活動を実施するため又は資産を保有するために用いられるあらゆる法的ストラクチャー」という意図的に広い定義をしている。それゆえ、通常の事業会社であっても、まず初めに変動持分モデルで評価する必要があり、VIEとなる可能性もある。

変動持分モデルの対象となる事業体には以下が含まれる。

- 会社
- パートナーシップ
- 有限責任会社
- その他、法人格を有さない法的事業体
- 過半の持分を所有されている子会社
- 自益信託

契約によって設定された取り決めであっても、別個の独立した法的事業体を通じて活動されないものは、変動持分モデルの対象とはならない。

例示 - 法的事業体が存在しない場合

2つの会社が、契約に基づき、共同マーケティングを開始したとしよう。2つの会社は、共同でマーケティング資料を作成し、互いの商品及び他のサービスを市場に売り出すために既存のセールス・チャンネルを使用することに合意している。両社は、共同マーケティングを通じて、他方の顧客に対する商品及びサービスの売上の一定割合を受払いすることを契約上合意している。しかしながら、共同マーケティングの活動のためだけに別個の独立した事業体は設立せず、それぞれの会社は自らの資産を保有し続け、活動自体もそれぞれ個別に実施し続ける。

2つの会社は契約上共同の取り決めに合意しているものの、当該契約に変動持分モデルの規定は適用されない。何故なら、独立した別個の事業体は共同マーケティング活動を行うために設立されたわけではないからである。

議決権モデル

議決権モデルは、一般的にさらに2つに分類することができる。(1)会社の連結、及び(2)リミテッド・パートナーシップ(LPS)及びそれに類似する事業体の連結である。会社の連結は、企業が当該事業体の発行する議決権株式の50%超を保有しているかどうかによる。もちろん、これは一般的な原則である。

例外は存在し、例えば、法的事業体が破産している場合、または少数株主が一定の承認権限もしくは拒否権を有している場合である。議決権持分の過半に基づく連結の判定は、会社以外の法的事業体に適用される可能性もある。しかしながら、ここでは、LPS及びそれに類似する事業体に適用されるアプローチとは区別するために「会社」という用語を使用している。

VIEではないLPS及びそれに類似する事業体(例えば、有限責任会社)については、反証がなければ、ジェネラル・パートナー(GP)又はそれと同等の地位を有する者が持分割合にかかわらず、事業体を支配していると推定される。リミテッドパートナー(LP)が、(1)LPSを解散(清算)する又は正当な理由なしでGPを解任又は“キックアウト”する実質的な権限もしくは、(2)実質的な参加権を有している場合、GPは、LPSを支配していないとされる。

変動持分モデルについて

付録のフローチャートに示されている通り、以下の質問に順番に対応することにより、変動持分モデルの理解に役立つ。

1. 連結ガイダンス(ASC810)[1]の適用範囲外に該当するか?
2. 変動持分モデルの適用範囲外に該当するか?
3. 適用範囲外に該当しない場合、報告企業は、法的事業体に対する変動持分を保有しているか?
4. 報告企業が法的な事業体に対する変動持分を保有している場合、その法的事業体はVIEであるか?
5. 法的事業体がVIEである場合、報告会社はその主たる受益者であるか?

1. 連結ガイダンス(ASC810)の適用範囲外に該当するか?

ASC810の連結ガイダンスの適用範囲外には、以下の3つがある。

- 従業員給付制度 - 雇用主は、ASC712[2]またはASC715[3]の規定の対象となる従業員給付を連結してはならない。
- 政府系機関 - 企業は、政府系機関を連結してはならない。また、企業は政府系機関が設立した資金調達目的の事業体は連結してはならない。しかしながら、資金調達目的の事業体が政府系機関ではなく、企業が変動持分モデルの規定を回避するために、VIEに類似する手法で用いている場合はこの限りではない。
- 投資会社 - 投資会社に該当する企業は、ASC810に基づき、その保有する投資を連結することを求められない。すなわち投資会社による投資は、ASC946[4]に基づく特有のガイダンスに従って公正価値で会計処理され、連結の対象にはならない。

なお、特筆すべきは、投資会社自体は変動持分モデルに基づき連結の対象となるという点である。すなわち、投資会社に該当する事業体に対し、投資を有する又は、サービス提供する企業(例えば、アセット・マネージャー)は、その投資会社に対する連結の要否を検討することを要求される[5]。しかしながら、SEC規則S-X Rule 6-03(c)(1)[6]の対象となる事業体は、同規則の対象となる他の事業体を連結する必要はない。

2. 変動持分モデルの適用範囲外に該当するか?

以下の4つには変動持分モデルの適用がなされない。

- 非営利団体 - 非営利団体は、変動持分モデルに基づいて事業体に係る連結を評価してはならない。同様に、営利団体は、変動持分モデルに基づいて、非営利団体に係る連結を評価してはならない[7]。
- 生命保険会社の特別勘定 - ASC944[8]に規定される生命保険会社の特別勘定は、変動持分モデルの規定の対象とはならない。
- 情報の不足 - (1)事業体がVIEであるかの決定、(2)企業が主たる受益者であるかの決定、及び(3)事業体を連結することにより要求される会計処理の実施に関連して必要となる情報を企業が入手できない場合、2003年12月31日より前に組成された事業体については、変動持分モデルの規定を適用することは要求されない。しかしながら、この免除要件を満たすために、企業は当該情報を入手するための余すところのない努力をしており、それを継続している必要がある。
- ビジネスとされる一定の法的事業体 - 以下のビジネスに係る適用範囲外を参照。

誤解2:
連結の評価対象の事業体がビジネスに該当すれば、当該事業体は、ビジネスに係る適用の範囲外の要件を満たす。

ビジネスに係る適用範囲外

以下のいずれの条件にも該当しない場合、企業は、"ビジネス"(ASC805に規定される企業結合)とされる法的事業体に対し、変動持分モデルを適用することを要求されない。

- 企業またはその関連当事者、あるいはその双方が、当該法的事業体の設計又は再設計に相当程度関与したこと(これにより企業は結果としてパワーを有する変動持分保有者となるような取り決めを機会及び動機を有していたのではないかと示唆される)。ただし、ジョイント・ベンチャー及びフランチャイジーはこの条件を免除される。すなわち、下記の他の条件が満たされない限り、ジョイント・ベンチャーもしくはフランチャイジーの設計又は再設計に相当程度参加した企業は、変動持分モデルの規定の適用を要求されない。
- 当該法的事業体は、その活動のほとんどすべてを企業及びその関連当事者の利益に関与し、又は利益のために遂行するように設計されている。
- 企業及びその関連当事者が、当該法的事業体の資本、劣後負債及び他の形式の劣後財務支援の過半(公正価値ベースで)を提供している。
- 当該法的事業体の活動は主として証券化又は他の形式による資産担保金融又は単一借手のリースの取り決めに関連している。

企業において、上記の適用の範囲外のいずれかに該当した場合、連結の必要があるかどうかを決定するためにはASC810に規定される議決権モデルを検討すべきである。上記の適用の範囲外のいずれにも該当しない場合、変動持分モデルが適用され、当該モデルに基づき連結の可能性について追加の評価をしなくてはならない。

誤解 2 - ビジネスに係る適用の範囲外

連結の評価対象の事業体がビジネスに該当すれば、当該事業体は、ビジネスに係る適用の範囲外の要件を満たす。

一部において、連結の評価対象の事業体がビジネスの定義を満たせば、当該事業体は、ビジネスに係る適用の範囲外になると推測し、既述の他の条件が検討されないことがある。他方で、4つのすべての条件が評価されるべきことを認識しつつも、それぞれの検討に時間をかけ過ぎてしまうこともある。ビジネスに係る適用の範囲外に関する要件は、この例外が適用される状況を制限することを意図しているに過ぎない[6]。詳細はFRD for VIEの第4章を参照されたい。

誤解 3 - ジョイント・ベンチャー

企業が事業体の設計に参加した場合でも、事業体がジョイント・ベンチャーという理由で、事業体はビジネスに係る適用範囲外の要件を満たす。

ある取引の当事者が、実際そうでないにも関わらず、事業体をジョイント・ベンチャーと解釈している可能性がある。一部の企業では、他の事業体との関与を説明する上で、柔軟に(広い意味)で「ジョイント・ベンチャー」という用語を使用する場合があるが、実際には、ASC323-10-20における会計上の目的から、厳格に定義付けられている。事業体がジョイント・ベンチャーに該当するための基本的な要件は、(1)全ての重要な決定に関する共同支配があり、(2)その支配が資本持分の保有を通じてなされることである。例えば、3つの当事者がベンチャーを形成し、過半数の議決権に基づいて、ベンチャーの意思決定を実施している場合、当該ベンチャーは会計上の目的におけるジョイント・ベンチャーではない。何故なら、意思決定が共同で実施されていないからである(すべての当事者による同意に基づく)。さらに注意すべきは、たとえ法的事業体がジョイント・ベンチャーの定義を満たしても、残りの3つの要件を検討する必要がある点である。

3. 企業は、法的事業体について変動持分を保有しているか?

誤解3:
企業が事業体の設計に参加した場合でも、事業体がジョイント・ベンチャーという理由で、事業体はビジネスに係る適用範囲外の要件を満たす。

企業はまず初めに、連結対象として評価すべき事業体について変動持分を有しているか決定しなければならない。一般的に変動持分の認識にあたっては、当該事業体の目的と設計に焦点をあてた質的な評価が要求される。変動持分を特定するためには「なぜこの事業体が設立されたのか」「事業体の目的は何か」及び「どのようなリスクを生みだし配分するよう設計されているか」といった質問を投げかけ立ち返って検討することが役立つ。

これらの質問へ回答するには、企業はどの当事者が事業体の設計または再設計に大きく関与したか、事業体が締結した契約の条件、発行された持分の性質、及び事業体の持分が潜在的投資家へどのように売り出されたかという点など、事業体の活動について分析する必要がある。また、事業体の設計上生じるまたは分配されるリスクを決定するためには、事業体の契約書、設立文書、販売資料及びその他の契約上の取り決めについても事業体の活動の分析とあわせ綿密に精査する必要がある。

変動性を生じさせるリスクには、以下が含まれるがこれらに限定されない。

- 信用リスク
- 金利リスク(早期償還リスクを含む)
- 外国為替リスク
- コモディティ価格リスク
- 株価リスク
- 業務(オペレーション)リスク

企業は、ある事業体への持分を通じ多くのリスクに晒されることがあるが、変動持分モデルは、事業体の設計上生じ分散されるリスクの変動性を吸収する持分に

ついてのみ考慮する。変動持分モデルにおける変動性とは、正のリターン、負のリターン、またはその両方について言及していることに注意する必要がある。

考慮すべき変動性について決定したら、次に企業はその変動性を吸収する持分を識別する。変動持分モデルは、変動持分を「事業体に対する契約による持分、所有持分(資本)またはその他の金銭的持分でその事業体の純資産の公正価値の変動とともに変動するもの」と定義している。例えば、伝統的な株式投資は、事業体の純資産の公正価値の変動とともにその価値が変動するため、変動持分である。他の例としては、ある法的事業体の負債に対する保証があげられる。持分投資と同様に保証は、事業体の純資産の公正価値の変動とともに変動するものであるため企業に変動持分を提供しているということができる。

ある項目を資産、負債、資本又は契約上の取り決め、と分類すること自体は、当該項目が変動持分であるどうかの決定的要因ではない。変動持分は、資産、負債、資本又は契約上の取り決めのいずれでもあり得る。変動持分を他の持分と区別する主要な要素は、事業体の設計上生じ持分保有者に転嫁される変動性を、吸収または受け入れする可能性があるかどうかである。

設例 - 変動持分: リース

リースの貸手が、オペレーティング・リース契約に基づき、第三者(借手)へリースするための資産を保有する目的で事業体を設立したと仮定する。オペレーティング・リースは、市場条件と整合するものであり、残存価額保証、購入オプション又はその他の類似の取り決めは含まない。

変動持分モデルにおいてこの取引を評価する場合、借手は、その事業体の設計上生じ持分保有者に転嫁されるリスクを含め、その事業体の目的及び設計を評価しなければならない。この例において事業体は、リース期間の契約終了時点におけるリース物件の公正価値の累積的変動額に関連するリスク及び契約により要求されるリース料の支払を借手が履行しないリスクにさらされるよう設計されている。このようなシナリオにおいては、借手はリース期間を通じてリース資産の公正価値の変動を吸収しないため、当該事業体の変動持分を保有していない。むしろ借手は、事業体にとって、潜在的な債務不履行によるリスクを与えている方である。

しかしながら、もし借手が資産の残存価額保証、又は固定価格で資産を購入するオプションを有していた場合、借手は当該事業体の変動持分を有しているといえる。借手は、残存価額保証によりリース資産の公正価値の減少を吸収する、又は固定価格での購入オプションによりリース資産の公正価値の増加を享受することになるからである。借手は事業体の変動持分を有しているため、事業体がVIEであるか否か、また借手が事業体の主たる受益者であるか否かについて評価しなくてはならない。

保証、劣後債持分及び売建コールオプションは、事業体により生み出され配分されるリスクを吸収するため、常に変動持分である。先渡契約、デリバティブ契約、購入又は供給契約や、意思決定者又はサービス提供者への報酬は、事実や状況により変動持分を表する場合がある。(これらの項目に関してはさらなる検討が要求されるが、詳細はFRD for VIEの第5章を参照されたい。)

意思決定者又はサービス提供者に支払われる報酬

変動持分モデルは、事業体の意思決定者又はサービス提供者に支払われる報酬が当該事業体に対する変動持分を表するか否かに関する指針を定めている。この指針では、アセット・マネージャー、不動産のプロパティ・マネージャー、及び研究開発サービスの提供者が、事業体に変動持分を有しているかを決定するための評価を行うべき意思決定者又はサービス提供者の例として挙げられている。

報酬が変動持分を表さないため、変動持分モデルを適用しないと結論付けるためには、意思決定者又はサービス提供者は6つの条件を満たさなければならない。この条件には、予想される報酬の合計額が重要ではなく、市場相場と整合しており、提供したサービスへの報酬であるかどうかの評価を含んでいる。意思決定者又はサービス提供者が、予想される報酬の合計が重要ではないかどうかを評価する際には判断が必要とされる。さらに、意思決定者又はサービス提供者は、特定の関連当事者が保有するその他の持分についても考慮する必要がある。(それらの条件については、FRD for VIE第6章にて詳しく説明している。)

当該指針は、意思決定者又はサービス提供者が、本人として、というよりも(第三者の)受託者又は代理人として行動していると主張できることを意図している。意思決定者又はサービス提供者が6つの全ての条件を満たした場合、意思決定者又はサービス提供者は当該事業体の代理人として行動していると見做され、変動持分モデルにおいて当該事業体は連結対象とならない。しかしながら、意思決定者又はサービス提供者が6つの条件のうち1つでも満たさない場合には、本人として行動していると見做され、当該事業体を連結する必要が生じる可能性がある。

4. 事業体がVIEに該当するか?

報酬にせよ、その他の持分にせよ、法的事業体の変動持分を有すると結論付けられる企業は、次に「当該事業体がVIEであるかどうか」について検討する必要がある。当初の検討は、企業が初めて事業体と関係をもった時点で実施されるが、それは通常、当該事業体における変動持分(たとえば、投資、貸付又はリース)を取得した時点である。

VIEと他の事業体の区別は、持分投資の性質及び金額と、持分投資者の権利と義務に基づいて行われる。たとえば、ある事業体がその事業活動を行う資金として十分な資本を有している、又は持分投資者または他の投資者がその資本持分を通じて子会社の重要な活動を指揮する意思決定を行っている場合には、議決権持分の過半の保有に基づく連結判定は、通常は適切なものとなる。従来の議決権モデルが適用される事業体において、持分投資者は、議決権を通じた支配の獲得と引き換えに、変動可能性(たとえば、期待収益及び期待損失)にさらされるのである。

事業体が追加的な劣後財務支援なしに事業活動に必要となる十分な資本を持たない場合、又は事業体の重要な活動を指揮する意思決定において資本以外の持分が考慮される場合には、従来の議決権モデルの適用は適切でない。リスクにさらされている持分投資が、事業体が事業活動を行うための資金を調達するのに十分ではない場合に、議決権の過半を有するか否かによって連結判定を行うことは、当該事業体が適切に連結されないという結果をもたらす可能性がある。

誤解 4 - 変動持分

企業がある事業体における変動持分を有している場合、当該事業体はVIEである。

よくある誤解として、ある事業体に対する変動持分の保有が、当該事業体がVIE、すなわち変動持分事業体であることを意味するというものがある。単語だけを見れば、このような混乱が生じることは容易に理解できる。しかし、当該事業体がいかなるVIEの性質(たとえば、リスクにさらされる資本の不十分性)も持たない場合、当該事業体がVIEとなることなく、企業は当該事業体の変動持分(たとえば、株式、手数料又は保証)を保有することもありうる。ある事業体がVIEではない場合、当該事業体は議決権事業体であり、議決権持分に基づく連結判定が適切なものとなる。VIEとその他の事業体を区別する要素は、持分投資の性質及び金額と、持分投資家の権利と義務なのである。

以下のいずれかの性質を有する事業体はVIEである:

- 事業体が、追加的な劣後財務支援なしで、その事業活動を行う十分な資本を有しない。
- 持分投資の保有者が、グループとして、支配財務持分の性質を有していない。
- 法的事業体が、重要ではない議決権持分により構成されている(濫用防止規定)。

誤解4:
企業がある事業体における変動持分を有している場合、当該事業体はVIEである。

リスクにさらされる十分な資本の不足

事業体が追加的な劣後財務支援なしに活動を継続するためには、リスクにさらされる資本が十分ではない場合、当該事業体はVIEとなる。言い換えると、事業体の資本が十分でないために、貸手又は他の投資家にその活動を行うために必要な資金の提供を説得できない場合、その資本は十分とはいえず事業体はVIEとなる。極端な例としては、資本を有さずに資金を調達している事業体はVIEであり、少額の資本により資金調達をしている事業体は、さらなる評価においてVIEとなる可能性がある。

事業体が資金調達をするために資本が十分であるかどうかを評価するにあたっては、リスクにさらされている持分投資のみが資本として考慮されるべきである。ここで「資本(Equity)」とは、発行体のUS GAAPの財務諸表において、資本の部に分類されるものを指す。すなわち、US GAAPにおいて負債として分類されている持分金融商品は変動持分モデルにおいては「資本」とは見做さない。

誤解 5 - リスクにさらされる資本

ファンドへの出資コミットメントは、リスクにさらされる資本と考えられる。

ファンドへの出資コミットメントはリスクにさらされる資本であると誤解されるケースがあるが、投資家の出資コミットメントは、US GAAP上、ファンドの財務諸表上、資本に分類されない。したがって、出資コミットメントは事業体が十分な資本を有しているかどうかの判定においてリスクにさらされる資本とは見做されない。持分投資がリスクにさらされる資本として見做されるためには、(1)US GAAP上の資本の定義を満たし、かつ(2)経済的リスクを負うものである必要がある。

資本が「リスクにさらされる」ためには、次にあげる全ての特性を有していなければならない:

- 当該持分投資は事業体の利益及び損失の両方に相当程度参加するものである。なお、利益又は損失のいずれかに相当程度参加する持分である場合、その持分投資はリスクにさらされているとはいえない。このため、プット及びコールオプションの存在について慎重な検討が必要である
- 他のVIEに対する劣後持分と引き換えに事業体が発行した資本ではない
- 事業体又は事業体に関与する他の当事者から直接又は間接的に持分投資家に提供された金額(例えば、報酬又は慈善寄付金)を含まない
- 事業体又は事業体に関与する他の当事者が持分投資家のために直接的に資金を調達した金額(例えば、貸付又は借入保証)を含まない

まとめると、事業体が資金調達するために資本が十分であるかどうかの評価は、リスクにさらされているUS GAAP上の資本のみで行う。(FRD for VIEの第9章を参照されたい。)

誤解5:
ファンドへの出資コミットメントは、リスクにさらされる資本と考えられる。

企業は、まず、経済的リスクにさらされているUS GAAPにおける資本の金額を決定し、次に、その資本の金額が、事業体が追加的劣後財務支援なしに、事業活動に必要な資金調達をするのに十分であるかを決定することになるが、それは次の3つの方法のいずれかで証明することができる: (1)当該事業体が追加的な劣後財務支援なしに事業活動に必要な資金調達ができることを証明する; (2)追加的な劣後財務支援なしに資金調達をしている類似の事業体の資本の額と少なくとも同額の資本を有する; 又は(3)事業体のリスクにさらされる資本と算出された期待損失を比較する。

資本の十分性の決定は定性的になされることが多い。企業は、事業体が十分な資本を有しているため、事業体の事業活動に必要な資金提供の勧誘を銀行や他の投資家に対して行うことができることを示すことにより、資本の額が十分であることを疎明することが可能である。例えば、リコースファイナンスや、事業体の債券に債務保証が付いている場合には事業体が追加的な劣後財務支援なしに、事業活動に必要な資金調達をするのに十分な資本を有していないことを示す定性的要因となるかもしれない。

特定の状況においては、企業は定量的分析を行う必要があるかもしれない。事業体の期待損失及び期待利益はUS GAAPにおける損失や利益や事業体により生じる経済的損失というよりは、FASB概念基準書 第7号[9]において説明されている予想キャッシュフロー法を使用して得られるものである。FASB概念基準書 第7号は、想定されるシナリオを複数用意し、それらに各シナリオの確率加重平均を乗じることにより得られた結果を元に予想キャッシュフローを算定する必要があり、それぞれのシナリオの下で考えられる経済的成果の予測に基づくべきである。シナリオは、事業体の経営成績や資産の公正価値に影響を与える主要な仮定を複数用いて、事業体が変動持分所有者へ分配するリターンを分析して設定する。期待損失及び期待利益の算出には、バリュエーション(評価)専門家の支援を必要とする場合があるかもしれない。(期待損失、期待利益の計算に関しては、FRD for VIE第10章を参照されたい。)

誤解 6 - リスクにさらされる資本の十分性

事業体の総資産の10%を超えるリスクにさらされる資本は十分である。

変動持分モデルは、事業体の総資産の10%未満のリスクにさらされる資本は、事業体が劣後財務支援なしにその活動に必要な資金を調達するのに十分ではないと仮定している。この結果、誤ってその逆も正しいとみなされることがある。事業体の総資産の10%を超えるリスクにさらされる資本は、リスクにさらされる資本の十分性の基準を満たすには必ずしも十分ではない。FASBは、変動持分モデルの10%の仮定は一方向にのみ適用されることを意図している。

10%未満のリスクにさらされる資本は不十分であるとみなされ、かつ、変動持分モデルは資本が10%以上あったとしても、より多くの資本を必要とするかどうかを判断する企業の疎明責任を軽減しないと規定しているため、我々は、10%の仮定は適切ではないと考える。我々はむしろ、事業体のリスクにさらされる資本の十分性は、上述の3つの方法のいずれか1つの方法により全てのケースで疎明されるべきだと考える。

誤解6:
事業体の総資産の10%を超えるリスクにさらされる資本は十分である。

支配的財務持分の欠如

事業体がVIEとならないためには、リスクにさらされる持分投資保有者は、「グループとして」、以下の全ての支配的財務持分の特性を有している必要がある:

- 議決権又は類似の権利を通じて、事業体の経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指図するパワー
- 事業体の期待損失を吸収する義務
- 事業体の期待残存利益を享受する権利

決定を下す能力、及び、解任権と参加権の考慮

パワーとは、議決権又は類似の権利を通じて、事業体の経済的成果(例えば、収益、費用、損益又は事業体の財政状態)に最も影響を与える事業体の活動を指図する能力を意味する。重要な活動には、重要な資産の購入又は売却、追加の債務の負担、買収の実行、ならびに(又は)売却の決定、又は予算の承認を含む事がある。事業体の運営には多数の活動が含まれるが、それらの活動の一部が経済的成果に対して重要であると一般的に考えられる。企業は、事業体の重要な活動を判別するために、事業体の目的及び設計を慎重に評価するべきである。この評価のためには、「何故、この事業体は設立されたのか?」及び「この事業体の目的は何か?」と問いかける事が役立つだろう。

変動持分モデルは、個々の持分投資保有者に主要な意思決定を行うパワーを求めていないことに注意しなければならない。その代わりに、持分投資保有者はグループとして、パワーを有している必要がある。リスクにさらされていない持分投資の保有者が、事業体の経済的成果に重要な影響を与える活動に関する意思決定に参加する能力を有している場合には、事業体はVIEとなる。

誤解 7 - 事業体の活動を指図する

企業は、持分投資以外の持分を通じ、事業体の経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指図しているものの、企業が事業体の資本を保有しているため、その事業体はVIEではない。

事業体がVIEとならないためには、持分投資保有者は他の持分を通じてではなく、リスクにさらされる資本の議決権能力を通じてパワーを行使しなくてはならない。事業体がVIEかどうかを決定する際、リスクにさらされる資本の保有者が保有する他の持分は、「資本」と合算して考慮してはならない。

説明 - 他の持分を通じてのパワー

商業用不動産の開発のためにパートナーシップが設立されると仮定する。パートナーシップ持分のいずれも議決権を有していないが、不動産デベロッパーである1人のパートナーが、事業体の創設時に締結されたサービス契約の条件に基づき、パートナーシップのために重要なあらゆる決定を下している。このデベロッパーは、サービス契約に従ってサービスを提供する限り、リスクのある実質的な持分投資を有していることを要求される。サービス契約は変動持分とする。

この例では、資本(パートナーシップ持分)を通じてというより、むしろサービス契約によって不動産デベロッパーがパワーを有している。従って、事業体の意思決定は資本を通じて行われていないため、事業体はVIEに該当する。

誤解7:
企業は、持分投資以外の持分を通じ、事業体の経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指図しているものの、企業が事業体の資本を保有しているため、その事業体はVIEではない。

LPS又は同様の事業体がVIEかどうか検討する際、我々は、GPの持分投資が実質的にリスクがあるかどうかを検討する。GPは通常LPSにある程度の持分投資を行い、また、LPSの経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指図する責任も持つ。しかしながら、パワーに関する基準(持分所有者がパワーを有している)が満たされたと結論づける前に、我々は、GPが実質的なリスクにさらされる持分投資を有していなければならないと考えている。

説明 - GP のリスクにさらされる持分投資が実質的な場合 (1%テスト)

GPの持分投資が実質的であるかどうかの決定は、全ての関連する事実及び状況を考慮した上で行われるべきである。一般的に、我々は、パートナーシップの資産(あるいはパートナーシップの資本)の少なくとも1%の持分投資を有する場合、GPの持分投資は実質的であるとの反証可能な推定がなされると考える。その他の事実及び状況によっては、1%未満の投資も実質的となることもある。我々は、この計算の分母としてパートナーシップの資産又は資本を使用することは会計方針の選択であるが、潜在的なVIEとして評価される全ての事業体に対して首尾一貫して適用されるべきであると考える。

持分保有者がパワーを有しているかを検討する際、企業は実質的な解任、あるいは、解任権又は参加権が存在しているか、そして単一の当事者により保有されているかを同様に考慮するべきである。解任権とは、VIEの経済的成果に最も重要な影響を与えるVIEの活動を指図するパワーを有している企業を解任する能力である。参加権とは、企業がVIEの経済的成果に最も重要な影響を与えるVIEの活動を指図するパワーを行使するための行動を阻止する能力である。

単一の当事者により保有されている実質的な解任権は、企業が重要な決定を下す際に行使するパワーを上回る。例えば、非持分保有者が事業体の経済的成果に最も重要な影響を与える活動を指図するパワーを有しており、一見すると事業体がVIEと考えられるとする。単一のリスクのある持分保有者が、当該非持分保有者を解任する能力を有している場合、持分保有者の解任権は、非持分保有者の意思決定能力を上回るため、事業体はVIEとならない。(この例では、他のVIE基準は満たされていないと仮定する。)

説明 - 単一の当事者により保有されている解任権

商業用不動産の開発のためにあるLPSが設立された。1人のLPが、リスクのある資本と見なされる100%のLPS持分を保有している。GPは、パートナーシップの資本を保有していない。GPは日常的な決定を下すが、LPは、GPを理由なく解任することができる(解任権は実質的だと仮定する)。

解任権の規定がなければ、非持分保有者(GP)は、パートナーシップの経済的成果に最も重要な影響を与える決定を下す能力(すなわち、パワー)を有しているため、パートナーシップはVIEとなるだろう。しかしながら、単一のリスクのある持分保有者(LP)が、非持分保有者を解任する能力を有しているため、持分保有者の解任権は非持分保有者の意思決定能力を上回り、事業体はVIEとならない。(この例では、他のVIE基準は満たされていないと仮定する。)

解任権は、分析の際に、単一の当事者により保有され、実質的でなければならないことに注意しなければならない。二つ以上の当事者が集まって権利の行使を行う場合は、分析には含まれない。また、例えば行使に障害があり、解任権が実質的ではない場合も、分析には含まれない。

FASBは、参加権については実質的に解任権に類似しており、よって解任権と同じ制約を受けるべきであると考えていることを明確にした。すなわち、FASBは、単一の当事者がかかる参加権を行使する能力を有しているのでなければ、VIEの決定は、参加権によって左右されるべきではないと決定した。

変動持分モデルの目的上、VIE評価における「単一の当事者」は、企業及びその関連当事者又は事実上の代理人を含む。(関連当事者及び事実上の代理人に関する追加的な指針については、FRD for VIE第15章を参照されたい。)

事業体の期待損失を吸収する義務又は残余利益を受け取る権利

典型的な株式投資は、上述の様に保有者が利益と損失の双方の分配もしくは負担を受けることが特徴である。つまり、リスクある持分投資の保有者は、保有者グループとして、事業体又は事業体に係わる他の当事者による損失のリスクから保護されることはない。また、典型的な株式投資により受取る利益に、事業体の定款又は事業体のその他の変動持分保有者との取決めにより上限を設ける事はできない。企業は、プット、コール、保証又はその他の条項及び条件が取決め上存在し、持分保有者の損失を吸収する義務又は利益を受ける権利が制限されていないかどうか慎重に検討するべきである。

実質的でない議決権を伴って設立された事業体

事業体がVIEかどうかを評価する際に考慮すべき最後の基準は、事業体が実質的でない議決権を伴って設立されたか否かである。この基準は乱用防止(Anti-Abuse)テストとして知られている。このテストにおいて、以下の(1)及び(2)に当てはまる場合、事業体はVIEである。

(1) 一部の投資家の議決権が、事業体の期待損失を吸収する義務、事業体の期待残存利益を受け取る権利、又はその両方に対して不均等になっている、及び、

(2) 事業体の活動の実質的に全てが、所有する議決権が不均衡に少ない一人の投資家(関連当事者及び事実上の代理人を含む)に関係している、もしくは、その投資家のために運営されている。

乱用防止テスト

A会社 - 製造業及びB会社 - 金融業者は共同出資会社を設立したと仮定する。合併事業の取決め(定款等)には、共同出資会社はA会社の商品のみ購入すると記載されているとする。ここでA会社及びB会社の共同出資会社の経済的持分はそれぞれ70%、30%であるが、B会社は議決権総数の51%を保有すると仮定する。この場合、実質的に全ての事業体の活動(すなわち、A会社の商品の購入)は、A会社のために運営され、A会社の経済的持分は議決権を上回るため、我々は、事業体はVIEとなると考えている。

不均衡な持分は、それだけをもって事業体がVIEであるという結論へ至るわけではない。事業体がVIEとなるためには、事業体の実質的に全ての活動が、議決権が不均衡に少ない投資家のために関係する、又は、運営が行われる必要がある。それは、上記の例ではA会社(すなわち、A会社は70%の経済的持分及び49%の議決権を保有する)となる。実質的に事業体の全ての活動が、議決権が不均衡に少ない投資家に関係する、又は議決権が不均衡に少ない投資家のために運営されているか否かの評価には、専門的な判断が必要となる。(考慮すべき要因は、FRD for VIEの第9章を参照されたい。)

5. 事業体がVIEの場合、企業は主たる受益者となるか?

ここで、モデルのどの部分にいるか確認する。企業が、事業体の変動持分を所有し、その事業体がVIEであり、変動持分モデルの範囲内であると判断した。次に、企業がVIEの主たる受益者となるかを評価する必要がある。主たる受益者の分析は、パワーと便益を基にした定性的分析である。企業が、VIEへの支配的財務持分を有しており、パワーと便益、すなわち、(1)事業体の経済的成果に最も重要な影響を与えるVIEの活動を指図する能力(パワー)、及び(2)将来的にVIEに対し重要となり得るVIEの損失を吸収する義務、又は将来的にVIEに対し重要となり得るVIEの利益を受け取る権利(便益)、の両方を有する場合は連結しなければならない。

便益

企業が変動持分を有すると判断した場合、便益基準を満たす事が多い。我々は、企業がVIEの変動持分を有する場合、企業は便益基準を満たしていると推定される、すなわち、企業が変動持分を有するが便益を有さないと判断するのは稀であると考える。一般的に変動持分を有する事は、将来的にVIEに対し重要となる可能性のある損失、又は利益のいずれかを企業にもたらすであろう。この分析で

キーワードとなるのは「可能性(could)」である。便益基準は確実性(確率論)に基づいていない。この基準では、重要となる可能性のある損失を吸収する義務、又は利益を受け取る権利を企業が有するかどうかのみを必要としている。また、企業は損失を吸収する義務及び利益を受け取る権利の両方を有している必要はない。企業は、どちらか一つを有しているだけでよい。

パワー

変動持分モデルによれば、事業体が連結されるためには、企業は、事業体の経済的成果(例えば、収益、費用、損益、又は事業体の財政状態)に最も重要な影響を与えるVIEの活動を指図するパワーを有していなければならない。以下の図は、体系的にパワーの評価を行うための手順を示している。

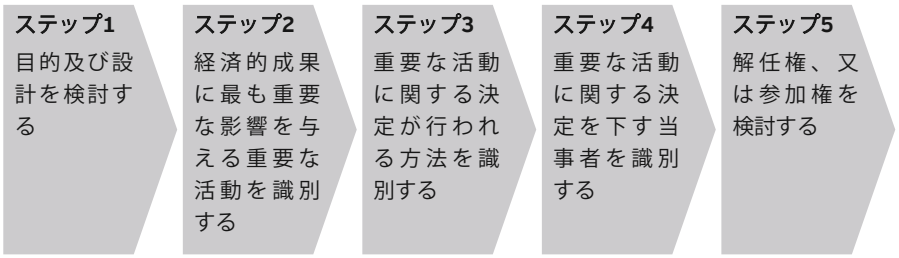

事業体の重要な活動を識別するためには、当該事業体の目的及び設計を慎重に評価しなければならない。事業体の運営には多くの活動を伴うが、一般にそれらの活動の一部が事業体の経済的成果に対して重要であると考えられる。VIEの設計への企業の関与は、たとえそれが重要であったとしても、そのこと自体が、企業がパワーを有している当事者であると結論付ける根拠となるわけではない。そのような関与は、むしろ企業がパワーを有している変動持分保有者となるような取決めを成立させる機会及びインセンティブがあったことを示唆するものである。

持分保有者がパワーを有しているかどうかを決定するVIEテストにおいて検討された活動は、主たる受益者を識別する際にも考慮される。なお、パワーを有する当事者を識別する際には、当事者は持分保有者であってもなくてもよく、重要な活動には、重要な資産の購入又は売却、追加の負債の引受け、買収の実行及び(又は)売却の決定、予算の承認も含まれる点に留意が必要である。

VIEの経済的成果に最も重要な影響を与える活動が特定されれば、次はそれらの活動を指図するパワーを有しているかどうかを検討する。パワーは、取締役会、経営者、契約又はその他の取決めを通じて行使されることがある。何らかの状況が生じたり事象が発生したりした場合にVIEの活動を指図する企業の能力は、その能力がVIEの経済的成果に最も重要な影響を与える活動に関連している場合にはパワーを構成する。なお、重要な点として、事業体の活動を指図するパワーを有すると判断されるうえでは、企業は当該パワーを積極的に行使する必要はないということに留意が必要である。

FASBは、複数の企業が便益に関する要件を満たすこともあるが、その場合でも変動持分モデルで定義されるパワーの特性を有するのは1社だけであり、複数の当事者が主たる受益者として識別される結果は生じないと考えている。これに対し、一定の状況(例: パワーの共有)においては、どの当事者もVIEに対するパワーを有していないと結論付けられる事がある。

誤解 8 - 主たる受益者

事業体の期待損失の過半を吸収する、又は事業体の期待残存利益の過半を享受する、あるいは、これら両方に該当する企業がVIEの主たる受益者となる。

VIEの主たる受益者となるかどうかを決定しようとする際、損失や利益の帰属といった経済的な側面のみに焦点を合わせることは誤りである。FIN46(R)「変動持分事業体の連結」によれば、主たる受益者テストは定量的に行われるため、企業が、VIEの期待損失の過半を吸収するような変動持分(又は変動持分の組合せ)、又は期待残存利益の過半を受け取る変動持分(又は変動持分の組合せ)、あるいはその両方を有している場合には当該VIEを連結することとされていた。しかし、ASC Update 2009-17「変動持分事業体に関する企業の財務報告の改善」(FAS167)は、主たる受益者テストを、パワーと便益に焦点を当てる定性的評価に変更している。このため、従来と同様、経済的な側面(例: 損失吸収、利益享受)も検討するものの、それだけで主たる受益者となることはなく、VIEに対するパワーも有して初めてVIEを連結することになる。

誤解8:
事業体の期待損失の過半を吸収する、又は事業体の期待残存利益の過半を享受する、あるいは、これら両方に該当する企業がVIEの主たる受益者となる。

企業はまず、単独で事業体の経済的成果に最も重要な影響を与えるVIEの活動を左右するパワーを有しており、かつ、VIEからの生じうる潜在的に重要な損失を吸収する義務又は残余利益を受け取る権利を有しているかを検討する。すなわち、企業はパワーと便益の両方を有しているかを検討する必要がある。パワーと便益の両方を有している場合には、変動持分モデルに基づきVIEを連結する。

関連当事者及び事実上の代理人

自己又は関連当事者単独では主たる受益者の要件を満たさないものの、グループとしては主たる受益者の要件を満たしていると判断した場合は、主たる受益者を決定するために変動持分モデルにおける関連当事者の規定を検討する。

関連当事者という用語は、変動持分モデルの目的上、ASCトピック850[10]における当事者だけでなく、変動持分保有者の事実上の代理人として活動しているような他の当事者も含まれる。(関連当事者及び事実上の代理人に関する追加的なガイダンスについては、FRD for VIEの第15章を参照されたい。)

関連当事者グループがVIEの主たる受益者であると判断された場合には、当該グループの当事者によってパワーが共有されていると結論付けるのではなく、関連当事者グループ中のある当事者を、事業体の主たる受益者として特定しなければならない。すなわち、グループの中でVIEと「最も緊密な関係にある」当事者が、主たる受益者として連結しなければならない。(どの当事者がVIEと最も緊密な関係にあるかの決定については、FRD for VIEの第16章を参照されたい。)

パワーの共有

パワーは、関連当事者でない当事者間で共有されることもある。もし、パワーが共有されており、どの当事者もVIEの経済的成果に最も重要な影響を及ぼす活動を左右するパワーを有していないと判断される場合には、いずれの当事者も主たる受益者にはならない。このようなパワーの共有は、VIEの経済的成果に重要な影響を与える活動に関する決定について、関連当事者でない各当事者の同意が要求される場合に生じる。なお、この場合には、当事者間の同意を求める条項が実質的なものであることを確認するために、当該事業体のガバナンスに関する条項を評価しなければならない。

例示 - パワーの共有

互いに関連当事者でない3当事者が、飲料を製造、配給及び販売するベンチャー企業(VIEとする)を設立する。どの当事者も議決権の3分の1を保有し、それぞれが取締役1名ずつ送り出している。取締役会は、当該ベンチャーの日常業務を運営するマネジメント・チームを雇っている。すべての重要な意思決定は取締役会の承認を要する。意思決定は、3当事者の全員の同意に基づき取締役会により行われる。

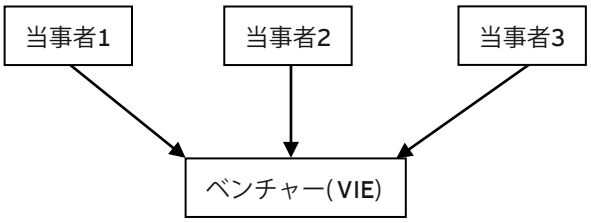

VIEの経済的成果に最も重要な影響を及ぼす当該事業体の活動を左右するパワーをどの当事者も有していないため、このVIEに主たる受益者は存在しない。このような場合、どの当事者もVIEを連結しない。

しかし、3当事者全員が関連当事者であるか、又は事実上の代理人の関係にある場合は、いずれかの当事者を当該事業体の主たる受益者として識別しなければならない(グループではパワーを有するため)。どの当事者が当該事業体の主たる受益者となるかの判定は、変動持分モデルの関連当事者に関する規定に従って判断される。

VIEに対するパワーは共有しないが、VIEの経済的成果に最も重要な影響を及ぼす活動を左右する当事者が複数おり、各当事者が同じ活動を指揮している場合には、活動の過半についてパワーを有する当事者(もしいれば)がVIEの主たる受益者となる(ただし、便益を享受している場合)。なお、活動の過半についてパワーを有する当事者がいない場合は、主たる受益者は存在しないことになる。(詳細については、FRD for VIEの第14章を参照されたい。)

一方、VIEに対するパワーは共有されておらず、VIEの経済的成果に最も重要な影響を及ぼす活動を左右する当事者が複数いるが、各当事者はそれぞれ異なる活動を指揮している場合には、その中からさらに、VIEの経済的成果に最も重要な影響を及ぼすVIEの活動を指揮するパワーを有する当事者を識別しなければならない。すなわち、一人の当事者のみがパワーを有する。たとえば、ある当事者が、VIEの経済的成果に最も重要な影響を及ぼす意思決定が4つあると決定したとする。ある当事者がその内の2つを決定し、他の当事者が残り2つの決定を行うとする。

この場合、各当事者は、それぞれのパワーを適切に評価し、どの当事者がVIEの経済的成果に最も重要な影響を及ぼす活動を指揮しているかを決定しなければならない。このような状況で、どの当事者が主たる受益者であるかを決定するためには、VIEの目的と設計を評価し、さらにパワーの保有について判断材料をもたらす他の要素についても検討することが求められる。(詳細については、FRD for VIEの第14章を参照されたい。)

解任権、参加権又は防御的な権利

パワーを評価する際には、その一環として解任権、参加権、防御的権利の有無についても検討しなければならない。以下の表は、これらの権利の定義と、主たる受益者の決定にあたってどのようにそれぞれの権利を考慮しなければならないかを説明するものである。

例示 - 解任権、参加権又は防御的権利

権利	定義	検討事項
解任権	VIEの経済的成果に最も重要な影響を及ぼすVIEの活動を左右するパワーを有する企業を排除する能力	▸ 主たる受益者を識別する際に、(関連当事者及び事実上の代理人を含めたうえで)単一の企業により保有されているかを検討する ▸ 解任権を保有しているものがパワーを有している可能性がある ▸ 実質的なものである必要がある
参加権	VIEの経済的成果に最も重要な影響を及ぼすVIEの活動を左右するパワーを行使する企業の活動を妨害する能力(つまり、拒否権)。	▸ 主たる受益者を識別する際に、(関連当事者及び事実上の代理人を含めたうえで)単一の企業により保有されているかを検討する ▸ 一般的に、権利の保持者にパワーを与えるものではないが、他の当事者がパワーを持つことを妨げる可能性がある
防御的権利	当該権利を保有する当事者に事業体の支配財務持分を与えることなく、当該当事者の持分を保護するように設計されている権利。防御的権利は多くの場合、事業体の活動の基本的な変更又は例外的な状況においてのみ行使される。 当該権利は、事業体の経済的成果に最も重要な影響を及ぼす行動に関与しない当事者に付与された、承認又は拒否権の場合もある。 防御的権利は、事業体に対し支配財務持分を有する企業を破産又は契約違反などの状況が生じた場合に排除する能力であることもある。	▸ 権利の保持者にパワーを与えるものでもなく、他の当事者がパワーを持つことを妨げるものでもない ▸ 検討に際しては参加権と防御的権利を区別することが望ましいが、これには、専門的判断を要する

パワーを有しているかどうかを判断するにあたっては、(関連当事者及び事実上の代理人を含めたうえで)単独で一方的に行使可能である場合を除き、解任権を考慮してはならない。逆に、解任権を(関連当事者及び事実上の代理人を含めたうえで)単独で行使する一方的な能力を持つ企業は、パワーを有する企業であると考えられる。

例示 - 一方的な解任権

互いに関連当事者でない2人の当事者(当事者A及び当事者B)が、VIEとなるベンチャーを形成する。当事者は、VIEの経済的成果に最も重要な影響を及ぼす活動を3つ(例: 運営予算、資本的支出、債務の引受)を識別している。Aは、マネージャーであり、これら3つの活動のすべてについて意思決定する責任を負っている。一方、Bは、持分出資を100%保有しており、Aを無条件に排除及び交代できる実質的な解任権を有している。このようなケースでは、Bの一方的な解任権はAの意思決定能力を覆しうるものであることから、我々は、当該VIEの主たる受益者はBであり、したがってBが当該ベンチャーを連結するものと考えている。

(関連当事者及び事実上の代理人を含めたうえで)単独で一方的に行使可能である場合を除き、参加権を考慮してはならない。単一の企業が持つ参加権は、権利の保持者にパワーを与えるものではないが、他の当事者がパワーを持つことを妨げる可能性がある。

例示 - 一方的な参加権

互いに関連当事者でない2人の当事者(当事者A及び当事者B)が、VIEとなるベンチャーを形成する。当事者は、VIEの経済的成果に最も影響を及ぼす活動を3つ(例: 運営予算、資本的支出、債務の引受)を識別している。Aは、これら3つの活動のすべてについて意思決定する責任を負っているが、Bは、これら3つの活動すべてについて参加権を有している。我々は、参加権はBにVIEに対するパワーを与えるものではないが、Aがパワーを持つことを妨げるだろうと考えている。このようなケースでは、いずれの当事者も、当該ベンチャーを連結することにはならないであろう。

しかし、Bが3つの活動の内2つについてのみ参加権を有し、Aが残り1つの活動を左右する一方的な権利を有する場合は、Aがパワーを有することとなり、当該ベンチャーを連結するものと考えられる。

他の当事者が保有する防御的権利は、保持者にパワーを与えることはなく、企業がパワーを持つことを妨げることもない。しかし、参加権を防御的権利と区別するにあたっては、十分な検討が求められる。

最後に

変動持分モデルを適用する際には、本稿で検討した論点を思い起こして頂きたい。その際には、関連当事者又は事実上の代理人との関係についても、十分考慮しなければならない。

企業が事業体の主たる受益者であると結論付けられる場合には、ASC810の連結ガイダンスに基づき当該事業体を連結する一方、企業が主たる受益者ではないと結論付けられる場合には、当該事業体を連結しない。

注釈

1 ASC810連結

2 ASC712報酬 - 非退職後給付

3 ASC715報酬 - 退職給付

4 ASC946金融サービス - 投資会社

5 2010年2月26日に、FASBは、Accounting Standards Update(ASU)2010-10、特定の投資ファンドに関する変更(ASU 2010-10)を発行した。ASU2010-10は、特定の投資会社に持分を有する企業の、FAS167「FASB解釈指針第46号(改訂)の修正」に基づく連結ガイダンスの発行日を繰り延べた。しかし、これら企業は、依然としてFIN46(R)「変動持分事業体の連結」に基づく投資会社の連結処理を行っている。(詳細については、FRD for VIEの第21章を参照されたい。)

6 Regulation S-X Rule6-03(c)(1)に従う企業は、規制投資会社、単位型投資信託、中小企業投資会社、Business Development Companiesを含むが、これらに限らない。通常、投資会社は、1940年投資顧問法に基づき、次のどちらかに該当する場合にはSECへの登録が求められる:(1)短期手形を除く発行済証券の受益所有者が100名を超える、(2)証券の公募をしている又は公募を計画している。

7 しかし、企業が、変動持分モデルの規定を避けるために非営利組織を用いている場合は、当該非営利組織は、変動持分モデルに基づく連結の検討対象となるだろう。

8 ASC944 金融サービス-保険

9 FASB概念基準書第7号「会計測定におけるキャッシュフロー情報及び現在価値の利用」

10 ASC850 関連当事者の開示

付録: ASC810における連結に係るフローチャート

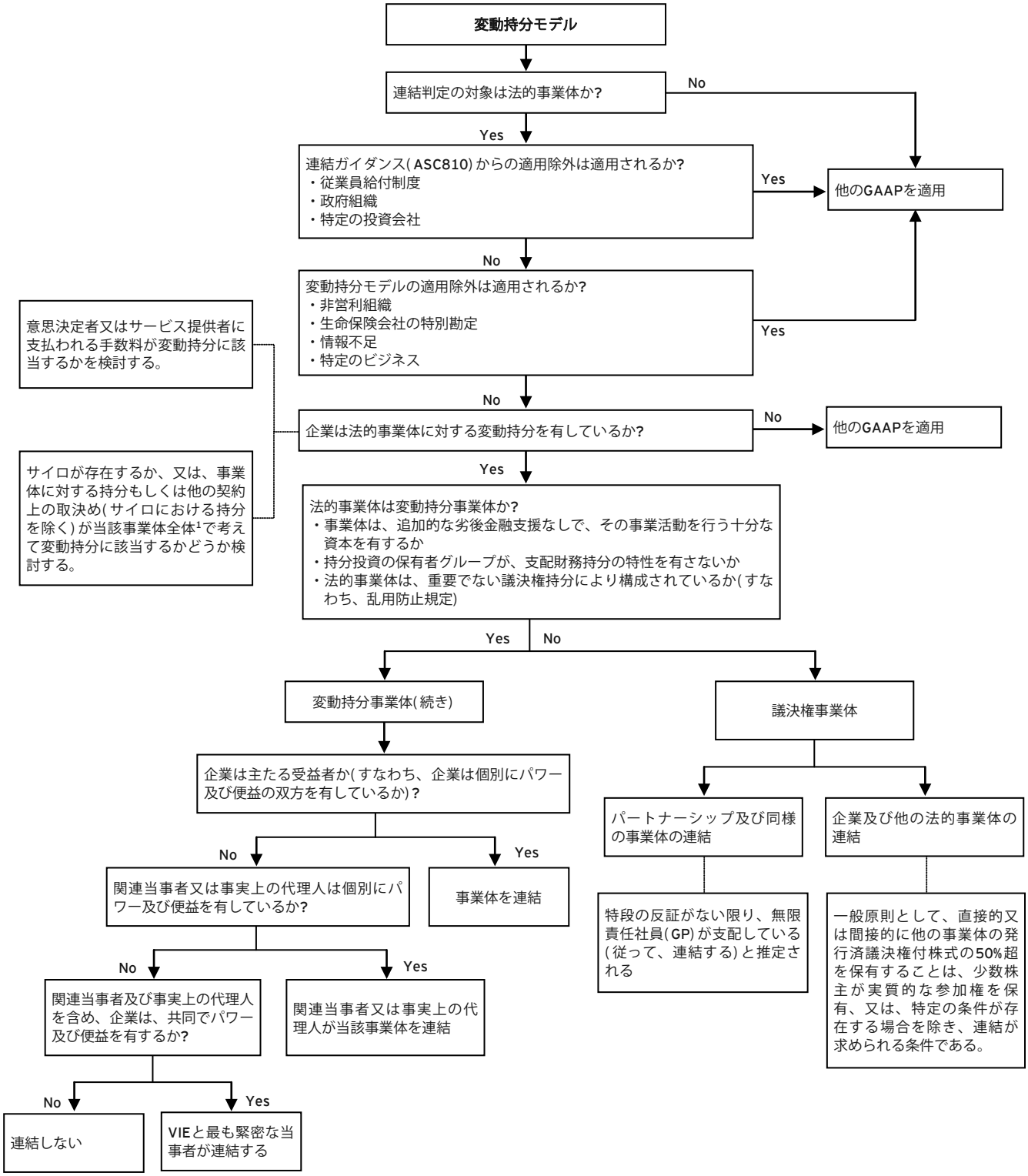

[1] サイロ及び特定の資産に係るガイダンスについては、FRD for VIEの第7章、第8章を参照されたい。

コンタクト先

本ブローシャーの翻訳は、新日本有限責任監査法人金融部のメンバーが行いました。より詳細な情報をお求めの場合、または専門家のサポートが必要な場合には、以下のメンバーまでご連絡ください。

永野 隆一 (Ryuichi Nagano)
パートナー
Tel: 03 3503 1140
nagano-rychj@shinnihon.or.jp

深田 豊大 (Toyohiro Fukata)
パートナー
Tel: 03 3503 3093
fukata-tyhra@shinnihon.or.jp

Ernst & Young ShinNihon LLC

アーンスト・アンド・ヤングについて
アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスなどの分野における世界的なリーダーです。全世界の 15 万 2 千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.com にて紹介しています。

アーンスト・アンド・ヤング　ジャパンについて
アーンスト・アンド・ヤングジャパンは、新日本有限責任監査法人、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人、アーンストアンドヤングトランザクションサービス株式会社およびアーンスト・アンド・ヤング・アドバイザリー株式会社など、日本におけるアーンスト・アンド・ヤングの 9 つのメンバーファームで構成されています。各法人は法的に独立した組織です。

アーンスト・アンド・ヤング FSO(日本エリア)について
アーンスト・アンド・ヤング フィナンシャル・サービス・オフィス(FSO)は、競争激化と規制強化の流れの中で様々な要望に応えることが求められている銀行業、証券業、保険業、アセットマネジメントなどの金融サービス業に特化するため、それぞれの業務に精通した約 3 万 5 千人の職業的専門家をグローバルに有しています。また、各業界の規制動向を予測し、潜在的な課題に対する見解を提示するため、業種別にグローバル・ナレッジ・センターを設け、規制動向の収集や業界分析を行っています。アーンスト・アンド・ヤング FSO(日本エリア)は、グローバル・ネットワークと連携して、約 1300 人の金融サービス業に精通した職業的専門家が一貫して高品質なサービスを提供しています。

© 2012 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料(以下、「本書等」)のご利用は一般的な参考目的でのご利用に限られるものとし、特定の目的を前提としたご利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等は行わないで下さい。本書等を利用されたことにより発生したいかなるトラブルや損害についても、新日本有限責任監査法人を含むアーンスト・アンド・ヤングのいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも一切責任を負うものではありません。
本書等に含まれる資料に関する著作権その他の知的財産権の一切は、当法人に帰属します。したがって、当法人に無断で、本書等の全部又は一部を複製し、転載し、又は公衆が閲覧可能な状態とすることは、法律により禁止されています。また、当法人に無断での本書等の全部又は一部の第三者への開示もご遠慮下さい。

本資料は SCORE No. BB2196 の翻訳版です。

〒100-0011
東京都千代田区内幸町2丁目2番3号
日比谷国際ビル
新日本有限責任監査法人